

ASBJ、企業会計基準公開草案第73号 「リースに関する会計基準(案)」等を公表

ポイント解説 | 有限責任 あずさ監査法人

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2023年5月2日、企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第73号「リースに関する会計基準の適用指針(案)」並びにこれらに関連する諸会計基準等の一連の改正案（以下まとめて「本公開草案」という）を公表しました。

現行の企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」（以下「企業会計基準第13号」という）及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（以下「企業会計基準適用指針第16号」という）は、当時の国際的な会計基準との整合性を意図して2007年に公表したものです。

しかしながら、2016年に公表されたIFRS第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という）及び米国の会計基準Topic 842「リース」では、使用権モデルが採用され、オペレーティング・リースも含む原則としてすべてのリースについて資産及び負債が計上されるようになりました。使用権モデルとは、原資産の引渡しによりリースの借手に支配が移転した「使用権」部分について資産（使用権資産）を認識し、あわせて当該移転に伴う支払義務を負債（リース負債）に計上するというものです。これらの基準は、我が国の会計基準とは違いが生じていたため、国際的な比較において議論となる可能性がありました。

この状況を踏まえ、ASBJは、2019年3月に借手のすべてのリースについて資産及び負債を計上する会計基準の開発に着手することを決定し、4年間に及ぶ検討を重ねた結果、本公開草案を公表しました。

なお、本公開草案で公表された基準等の一覧は、末尾に記載しています。

本公開草案に対するコメント期限は、2023年8月4日です。

ポイント

【会計処理モデル】

- 借手：原則としてすべてのリース取引について、使用权資産及びリース負債を計上する単一の会計処理モデルが提案されています。
- 貸手：従前の基準を踏襲してリース取引をファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類し、それぞれに対応する2つの会計処理モデルが提案されています。

【会計処理の基本方針】

- 借手：IFRS第16号と同様の単一の会計処理モデルを採用する一方、IFRS第16号のすべての定めを取り入れるのではなく、主要な定めの内容のみを取り入れることが提案されています。
- 貸手：一部を除き、基本的に企業会計基準第13号の定めを維持することが提案されています。

【適用時期等】

- 最終化された会計基準の公表後2年程度経過した4月1日以後開始する年度からの適用とし、早期適用を認めることが提案されています。
- 適用初年度においては、遡及適用を原則としつつ様々な経過措置が設けられており、かつ、遡及適用による累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減することを認めることが提案されています。

1. 本公開草案の概要

(1) リース会計の会計処理モデル

- 企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準(案)」(以下「本会計基準案」という)及び企業会計基準適用指針公開草案第73号「リースに関する会計基準の適用指針(案)」(以下「本適用指針案」という。また、以下、本会計基準案及び本適用指針案を合わせて「本会計基準案等」という)において提案されている会計処理モデルは以下のとおりです。
 - 借手：原則としてすべてのリース取引について、使用权資産及びリース負債を計上する単一の会計処理モデル
 - 貸手：従前の基準を踏襲してリース取引をファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類し、それぞれに対応する2つの会計処理モデル

(2) 会計処理の基本方針

- 借手：IFRS第16号と同様の単一の会計処理モデルを採用する一方、IFRS第16号のすべての定めを取り入れるのではなく、主要な定めの内容のみを取り入れることが提案されています。
- 貸手：以下を除き、基本的に、企業会計基準第13号の定めを維持することが提案されています。
 - 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(以下「収益認識会計基準」という)との整合性を図る
 - リースの定義及びリースの識別については借手と同じ扱いとし、IFRS第16号の定めを取り入れる。

このように、借手はIFRS第16号の定めを取り入れた会計処理へと大きく方針が変更された一方、貸手は現行の企業会計基準第13号の定めを維持することになったため、両者の会計処理に対称性は求められないものとなっています。

(3) リース会計の適用範囲

本会計基準案等では、契約の名称などにかかわらず、次の①から④に該当する場合を除き、リースに関する会計処理及び開示に適用することが提案されています(本会計基準案第3項)。

- ① 実務対応報告第35号「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」の範囲に含まれる運営権者による公共施設等運営権の取得
- ② 収益認識会計基準の範囲に含まれる貸手による知的財産のライセンスの供与
- ③ ②を除く貸手による無形固定資産のリースについて、本会計基準案を適用しないことを選択した場合
- ④ 借手による無形固定資産のリースについて、本会計基準案を適用しないことを選択した場合

また、個別財務諸表への適用について、連結財務諸表と同様に適用することが提案されています（本会計基準案BC第17項）。ただし、連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表においては、一定の注記事項を省略することができることが提案されています（本適用指針案第106項、第107項）。

(4) リースの定義

借手と貸手の両方に以下の定義を適用することが提案されています。

リースの定義	原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約又は契約の一部 (本会計基準案第5項)
--------	---

さらに、このリースの定義をどのように適用するかにつき、リースの識別に関する規定を設けることが提案されています。

(5) リースの識別

本会計基準案等では、契約の法形式に関わらず、契約にリースが含まれているかを契約締結時に判断することを要求し、そのための具体的なガイダンスを定めることが提案されています（本会計基準案第23項～第28項、本適用指針案第5項～第14項）。当該定めは本会計基準案等で新しく導入された定めであり、これまで企業会計基準第13号ではリースとして会計処理されていなかった契約が、本会計基準案等の適用によってリースが含まれると判断される場合があると考えられます。

2. 借手の会計処理

(1) 借手のリース期間

借手のリース期間の定義は下記とすることが提案されています。

借手のリース期間	借手が原資産を使用する権利を有する解約不能期間に、次の①及び②の両方を加えた期間 ① 借手が行使することが合理的に確実であるリースの延長オプションの対象期間 ② 借手が行使しないことが合理的に確実であるリースの解約オプションの対象期間 (本会計基準案第14項)
----------	---

なお、借手のリース期間に、オプションの行使可能性が考慮されることから、リース開始日後、オプションの行使可能性が見直され、借手のリース期間が見直されるケースが増加すると考えられます。そのため、本会計基準案等ではリース期間を見直す際の会計処理も新たに定められています（後述「(6) リースの契約条件の変更及びリースの契約条件の変更を伴わないリース負債の見直し」参照）。

(2) 借手のリース料

借手のリース料の定義は下記とすることが提案されています。借手のリース料に基づきリース負債が計上されます。

借手のリース料	<p>借手が借手のリース期間中に原資産を使用する権利に対して行う貸手に対する支払であり、次の①から⑤の支払で構成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 借手の固定リース料 ② 指数又はレートに応じて決まる借手の変動リース料 ③ 残価保証に係る借手による支払見込額 ④ 借手が行使することが合理的に確実である購入オプションの行使価額 ⑤ リースの解約に対する違約金の借手による支払額（借手のリース期間に借手による解約オプションの行使を反映している場合） <p style="text-align: right;">（本会計基準案第17項）</p>
---------	---

本会計基準案等の提案には、各項目についてどのように算定するかなどの詳細な規定も含まれています。

(3) リース開始日の会計処理

「リース開始日」とは、貸手が借手による原資産の使用を可能にする日をいいます（本会計基準案第16項）。

リース負債は、リース開始日において未払である借手のリース料からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除し、現在価値により算定することが提案されています（本会計基準案第32項）。

使用権資産は、リース開始日に算定されたリース負債の計上額にリース開始日までに支払った借手のリース料、付随費用及び原状回復費当初見積額等を加算して算定することが提案されています（本会計基準案第31項、本適用指針案第25項）。

(4) 使用権資産の償却

使用権資産の償却については、基本的に企業会計基準第13号及び企業会計基準適用指針第16号におけるリース資産の償却と同様の会計処理が提案されています。

- 契約上の諸条件に照らして原資産の所有権が借手に移転すると認められるリースに係る使用権資産の減価償却費は、原資産を自ら所有していたと仮定した場合に適用する減価償却方法と同一の方法により算定し、この場合の耐用年数は、経済的使用可能予測期間とし、残存価額は合理的な見積額とすることが提案されています（本会計基準案第35項）。
- 上記以外のリースに係る使用権資産の減価償却費は、定額法等の減価償却方法の中から企業の実態に応じたものを選択適用した方法により算定し、この場合、原則として、借手のリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとすることが提案されています（本会計基準案第36項）。

(5) リース負債、支払利息の処理

企業会計基準第13号及び企業会計基準適用指針第16号におけるファイナンス・リース取引に関する定めと同様に、リース開始日における借手のリース料とリース負債の計上額との差額（利息相当額）を借手のリース期間中の各期に利息法に基づき配分することが提案されています（本会計基準案第34項）。

ただし、使用权資産総額に重要性が乏しいと認められる場合は、企業会計基準適用指針第16号に導入されていた簡便的な取扱い（借手のリース料から利息相当額の合理的な見積額を控除しない、いわゆる利子込み法、又は利息相当額の総額を借手のリース期間に定額法により配分する方法）を踏襲することが提案されています（本適用指針案第37項）。

(6) リースの契約条件の変更及びリースの契約条件の変更を伴わないリース負債の見直し

リースの契約条件の変更	リースの当初の契約条件の一部ではなかったリースの範囲又はリースの対価の変更（例えば、1つ以上の原資産を追加若しくは解約することによる原資産を使用する権利の追加若しくは解約、又は、契約期間の延長若しくは短縮）
	（本会計基準案第22項）

借手は、リースの契約条件の変更が生じた場合、変更の内容により、①変更前のリースとは独立したリースとして会計処理を行う、又は、②リース負債の計上額を見直す、のいずれかの処理を行うことが提案されています（本会計基準案第37項）。

リースの契約条件の変更を伴わない場合であっても、借手のリース期間が見直されたり借手のリース料が契約に基づいて変更された結果、借手のリース料に変更が生じた場合は、借手は当該変更が生じた日に、当該変更の内容を反映した借手のリース料の現在価値までリース負債を修正し、当該リース負債の修正額に相当する金額使用权資産に加減することが提案されています（本会計基準案第38項）。

(7) 短期リース・少額リース

短期リース	リース開始日において借手のリース期間が12か月以内であるリース (本適用指針案第4項(2))
少額リース	次の①又は②に該当するリース ① 重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、借手のリース料が当該基準額以下のリース ② 次のa.又はb.を満たすリース（a.又はb.のいずれかを選択できるものとし、選択した方法を首尾一貫して適用） a. 企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリースで、リース契約1件当たりの借手のリース料が300万円以下のリース b. リース1件ごとに、原資産の価値が新品時におよそ5千米ドル以下のリース (本適用指針案第20項)

借手は、短期リース及び少額リースについて、リース開始日に使用権資産及びリース負債を計上せず、借手のリース料を借手のリース期間にわたって原則として定額法により費用として計上する簡便的な取扱いを認めることが提案されています（本適用指針案第18項、第20項）。

なお、少額リースについてはリースごとに当該簡便的な取扱いを適用するか否かを選択できるのに対し、短期リースは、対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合に貸借対照表において表示するであろう科目ごとに適用するか否かを選択することが提案されています（本適用指針案第18項、第20項）。

3. 貸手の会計処理

(1) 貸手のリース期間及び貸手のリース料

貸手のリース期間及び貸手のリース料は、以下とすることが提案されており、借手のリース期間、借手のリース料と整合性をとるのではなく、企業会計基準第13号の定義を実質的に踏襲することが提案されています。

貸手のリース期間	借手が原資産を使用する権利を有する解約不能期間に、再リース期間を加えた期間 (本会計基準案第15項)
貸手のリース料	借手が貸手のリース期間中に原資産を使用する権利に関して行う貸手に対する支払であり、リースにおいて合意された使用料 (本会計基準案第21項)

(2) ファイナンス・リース

ファイナンス・リースの貸手は、次の会計処理を行うことが提案されています（本会計基準案第43項～第45項、本適用指針案第67項～第77項）。

- ① 製品又は商品を販売することを主たる事業としている企業が、同時に貸手として同一の製品又は商品を原資産として行う所有権移転外ファイナンス・リース

- | |
|--|
| <p>a リース開始日に、貸手のリース料からこれに含まれている利息相当額を控除した金額で売上高を計上し、同額でリース投資資産を計上する。また、原資産の帳簿価額により売上原価を計上する。</p> <p>b 各期に受け取る貸手のリース料（以下「受取リース料」という）を利息相当額とリース投資資産の元本回収とに区分し、前者を各期の損益として処理し、後者をリース投資資産の元本回収額として会計処理を行う。</p> |
|--|

- ② その他の所有権移転外ファイナンス・リース

- | |
|--|
| <p>a リース開始日に、原資産の現金購入価額により、リース投資資産を計上する。</p> <p>b 受取リース料の会計処理は、上記①bと同様とする。</p> |
|--|

- ③ 所有権移転ファイナンス・リースの場合は、上記①及び②にある「リース投資資産」を「リース債権」と読み替える。
- ④ 利息相当額の総額を貸手のリース期間中の各期に配分する方法は、原則として、利息法による。

なお、収益認識会計基準において割賦基準が認められなくなったこととの整合性から、企業会計基準適用指針第16号で定められていた第2法（リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法）の廃止が提案されています。

(3) オペレーティング・リース

オペレーティング・リースの貸手は、貸手のリース料を、貸手のリース期間にわたり原則として定額法で計上することが提案されています（本会計基準案第46項、本適用指針案第78項）。これにより、フリーレント（契約開始当初数か月間賃料が無償となる契約条項）やレントホリデー（例えば、数年間賃貸借契約を継続する場合に一定期間の賃料が無償となる契約条項）の会計処理が明確化され、賃料が無償の期間も含めた貸手のリース期間全体にわたり、每期同額が計上されるように調整することが要求されることになります。

4. セール・アンド・リースバック取引

セール・アンド・リースバック取引	売手である借手が資産を買手である貸手に譲渡し、売手である借手が買手である貸手から当該資産をリースする取引 (本適用指針案第4項(11))
------------------	---

なお、資産の譲渡が次のいずれかである取引は、本会計基準案等におけるセール・アンド・リースバック取引には該当しないことが提案されています（本適用指針案第50項）。

- 収益認識会計基準に従い、「一定の期間にわたり充足する履行義務」の充足により行われる場合
- 企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」第95項を適用し、工事契約における収益を一時点で認識することを選択する場合

(1) セール・アンド・リースバック取引の会計処理

資産の譲渡が売却に該当する場合、売手である借手は、当該資産の譲渡について収益認識会計基準などの他の会計基準等に従い当該損益を認識し、リースバックについて本会計基準案等に従い借手の会計処理を行うことが提案されています（本適用指針案第51項(2)）。

(2) 譲渡が売却に該当しない場合

以下のいずれかに該当する場合には、資産の譲渡とリースバックは一体の取引とみて、金融取引として会計処理を行うことが提案されています（本適用指針案第51項(1)）。

- リースバックにより、売手である借手が資産からもたらされる経済的利益のほとんどすべてを享受することができ、かつ、資産の使用に伴って生じるコストのほとんどすべてを負担することとなる場合
- 資産の譲渡が、他の会計基準等により売却に該当しないと判断される場合

5. サブリース取引

サブリース取引	原資産が借手から第三者にさらにリースされ、当初の貸手と借手の間のリースが依然として有効である取引 (本適用指針案第4項(12))
---------	---

(1) サブリース取引の基本的な会計処理

ヘッドリースとサブリースを2つの別個の契約として借手と貸手の両方の会計処理を行うことが提案されています（本適用指針案第85項）。

(2) サブリース取引の例外的な取扱い

- 中間的な貸手がヘッドリースに対してリスクを負わない場合

サブリースの借手からリース料の支払を受けない限りヘッドリースの貸手に対してリース料の支払義務を負わないなど一定の条件を満たす場合、中間的な貸手はリースに関する資産及び負債を計上せず、サブリースにおいて受け取るリース料の発生時又は当該リース料の受領時のいずれか遅い時点で、貸手として受け取るリース料と借手として支払うリース料の差額を損益に計上できるとする、例外的な取扱いを認めることが提案されています（本適用指針案第88項、BC第110項）。

- 転リース取引

企業会計基準適用指針第16号における転リース取引の取扱いは、本会計基準案等にも実質的に踏襲することが提案されています（本適用指針案第89項）。

6. 開示

(1) 表示

借手の表示については、以下とすることが提案されています（本会計基準案第47項～第49項）。

- ① 使用権資産について、次のいずれかの方法により、貸借対照表において表示する。
 - a 対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合に貸借対照表において表示するであろう科目に含める方法
 - b 対応する原資産の表示区分（有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産）において使用権資産として区分する方法
- ② リース負債について、貸借対照表において区分して表示するか又はリース負債が含まれる科目及び金額を注記する。
- ③ リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示するか又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び金額を注記する。

貸手の表示については、基本的に企業会計基準第13号を踏襲しますが、リース債権が相対的に重要性が乏しい場合はリース債権とリース投資資産を区分表示しなくてよいとすることが新たに提案されています（本会計基準案第50項）。

(2) 注記

本会計基準案等では、借手及び貸手の注記事項を拡充し、IFRS第16号と整合的なものとするのが提案されています（本会計基準案BC第60項、第61項）。

そのため、リースに関する注記における開示目的を、「借手又は貸手が注記において、財務諸表本表で提供される情報と合わせて、リースが借手又は貸手の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに与えている影響を財務諸表利用者が評価するための基礎を与える情報を開示すること」と定めることが提案されています。また、当該開示目的を達成するためのリースに関する注記として、次の事項が示されており、また、各項目に記載すべき内容につき詳細な定めが提案されています（本会計基準案第52項、第53項、本適用指針案第90項～第105項）。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 会計方針に関する事項（借手のみ）② リース特有の取引に関する情報③ 当期及び翌期以降のリースの金額を理解するための情報 |
|---|

7. 適用時期等

最終化された会計基準の公表後2年程度経過した4月1日以後に開始する連結会計年度及び事業年度から適用することとし、早期適用も認めることが提案されています（本会計基準案第56項）。

適用初年度においては、本会計基準案等を遡及適用することが原則ですが、比較年度については遡及適用を反映させず、遡及適用による累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用することを認めることが提案されています（本適用指針案第109項～第128項）。

リースの識別に関する経過措置等、実務上の負担に対応するために多くの経過措置を定めることが提案されています。

なお、最終化された会計基準の適用開始に伴い、企業会計基準第13号と企業会計基準適用指針第16号は適用が終了されます。

8. 本公開草案で公表された基準（案）等の一覧

本公開草案で公表された基準（案）等は以下のとおりです。

- 企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準（案）」
- 企業会計基準適用指針公開草案第73号「リースに関する会計基準の適用指針（案）」
- 企業会計基準公開草案第74号「『固定資産の減損に係る会計基準』の一部改正（案）」
- 企業会計基準公開草案第75号「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正（案）」
- 企業会計基準公開草案第76号（企業会計基準第18号の改正案）「資産除去債務に関する会計基準（案）」
- 企業会計基準公開草案第77号（企業会計基準第20号の改正案）「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準（案）」
- 企業会計基準公開草案第78号（企業会計基準第29号の改正案）「収益認識に関する会計基準（案）」
- 企業会計基準適用指針公開草案第74号（企業会計基準適用指針第6号の改正案）「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針（案）」
- 企業会計基準適用指針公開草案第75号（企業会計基準適用指針第13号の改正案）「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針（案）」
- 企業会計基準適用指針公開草案第76号（企業会計基準適用指針第15号の改正案）「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針（案）」
- 企業会計基準適用指針公開草案第77号（企業会計基準適用指針第19号の改正案）「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）」
- 企業会計基準適用指針公開草案第78号（企業会計基準適用指針第23号の改正案）「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針（案）」
- 企業会計基準適用指針公開草案第79号（企業会計基準適用指針第30号の改正案）「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」
- 実務対応報告公開草案第65号（実務対応報告第35号の改正案）「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」

あわせて、実務対応報告第31号「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等移管する次通常の取扱い」は適用を終了することが提案されています（本会計基準案第57項（3））。

また、本公開草案の公表日と同日において、日本公認会計士協会より、以下の実務指針等の改正案が公表されています。

- 会計制度委員会報告第8号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」
- 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」
- 会計制度委員会報告第15号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」
- 会計制度委員会「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針についてのQ&A」
- 監査・保証実務委員会実務指針第90号「特別目的会社を利用した取引に関する監査上の留意点についてのQ&A」
- 業種別監査委員会報告第19号「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」
- 業種別委員会実務指針第53号「年金基金の財務諸表に対する監査に関する実務指針」
- 業種別委員会実務指針第65号「投資法人における監査上の取扱い」
- 会計制度委員会研究報告第12号「臨時計算書類の作成基準について」
- (廃止) 会計制度委員会報告第5号「連結財務諸表におけるリース取引の会計処理に関する実務指針」

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundation すべての権利は保護されています。あずさ監査法人は IFRS 財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS 財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.org でご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会と IFRS 財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、「IAS®」および「IASB®」は IFRS 財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および（または）登録されている国の詳細については IFRS 財団にお問い合わせください。